

秋田工業高等専門学校いじめ防止基本方針

平成26年7月31日制定

【基本理念】

- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめが本校の全ての学生に関係する問題であることに鑑み、学生が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすることを旨として行う。
- ・ いじめの防止等のための対策は、全ての学生がいじめを行わず、及び他の学生に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが学生の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する学生の理解を深めることを旨として行う。
- ・ いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた学生の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、機構、本校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下に行う。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、秋田工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生に対して、本校に在籍している他の学生が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、いじめの対象となった学生が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの禁止】

学生は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校教職員は、法及び基本理念にのっとり、在籍する学生の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、本校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する学生がいじめを受けていると思われたときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

【いじめの防止】

学校におけるいじめの防止（いじめを生まない学校づくり）については、いじめ防止・対応委員会が主体となってこれを行う。

- ・ 学生の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の措置を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・ 学校に在籍する学生の保護者、地域住民その他関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する学生が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する学生及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめ防止のための啓発その他必要な措置を講ずる。
- ・ 教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、いじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行う。
- ・ 在籍する学生及びその保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行う。

- ・ ホームページで公表し、周知する。
- ・ 学校基本方針による取組の状況について、継続的な評価を行い、改善に努める。

【早期発見】

- ・ いじめを早期発見するため、在籍する学生に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずる。
 - ① いじめアンケート調査
 - ② アンケート調査後、学生からの聞き取り調査
- ・ 在籍する学生及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するとともに、学生に対して継続的に周知する。

【プライバシー】

- ・ 関係者のプライバシーや名誉その他人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守する。

【その他注意点】

- ・ いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたか適正に評価が行われるようにする。

附 則

この方針は、平成29年12月6日から施行する。